

平成 29 年度 第 1 回 芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会 会議録

日 時	平成 30 年 2 月 7 日 (水) 14:00~16:00
場 所	南館 4 階 会議室 2
出 席 者	会 長 岩槻知也 副会長 清水章子 委 員 松本朋子 佐藤義和 杉田俱子 荒西正和 田中隆子 欠席委員 津田由貴 事務局 北川加津美 市民生活部長 田中尚美 人権推進課長 中川弘之 人権推進係長
事 務 局	人権推進課
会議の公開	公 開
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状の交付
- (3) 委員, 職員の自己紹介
- (4) 会長・副会長の選出
- (5) 会長あいさつ
- (6) 議 事
  - ア 第 3 次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針について
  - イ 人権教育・人権啓発の取組について
  - ウ 総合推進指針に関する進行管理調書について

2 提出資料

- 資料 1 主な人権課題に対する近年の動向
- 資料 2 委員名簿
- 資料 3 芦屋市人権施策に関する進行管理調書 (平成 28 年度実績報告・平成 29 年度実施計画)
- 資料 4 評価基準

### 3 審議経過

#### <開会>

##### (1) 開会の挨拶

【事務局からの開会の挨拶】

##### (2) 委嘱状の交付

【北川市民生活部長（市長代理）より委嘱状の交付】

##### (3) 会長・副会長の選出

【委員の互選により，岩槻委員を会長に，清水委員を副会長に選出】

##### (4) 委員・事務局自己紹介

【委員・事務局自己紹介】

##### (5) 会議運営上の説明

【事務局より会議の運営等について説明】

(事務局田中) 会議の進行につきまして，芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会設置要綱第5条第3項によりまして，会議の議長は会長があたることになっていきますので，岩槻会長，本日の会議進行をよろしく願いいたします。

(岩槻会長) それでは，審議に先立ちまして，委員の出席状況及び会議成立の報告をお願いします。

(事務局田中) 本日は，委員8名中，7名の委員が出席されています。過半数以上の委員がご出席されていますので，懇話会設置要綱第6条第2項により会議は成立しております。

(岩槻会長) それでは，議事に入ります前に，本日の会議の内容について説明してください。

(事務局田中) 【配布資料，終了時刻について説明】

(岩槻会長) それでは議事に入ります。議題（1）第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針について事務局から説明してください。また，指針の説明をしていただくにあたって，議題（2）で人権教育・人権啓発の取組についてとなっていますが，あわせて主な取組などを説明していただけますでしょうか。

- (事務局中川) 【議題(1)第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針について及び議題(2)人権教育・人権啓発の取組について、別添(事務局説明 議題1・2)で説明】
- (岩槻会長) ありがとうございます。多岐に渡る内容でしたが、皆さまが日頃の取組の中で感じておられることをふまえ、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。
- (松本委員) 子ども権利条約の批准によって、市町村で条例が制定されていると思うのですが、芦屋市では、条例を制定していないのでしょうか。
- (岩槻委員) 近年、子どもの権利条約に関わるような条例化の動きがあるようですが、どうでしょうか。
- (事務局田中) 条例ではないですが、計画として平成27年度に芦屋市子ども子育て支援事業計画を策定しています。それから、次世代育成支援対策推進行動計画を策定しておりまして、この2つの計画をあわせ、子育て未来応援プランあしやとして、この応援プランに沿って様々な事業を展開しております。
- (松本委員) 計画と、条例ではどのように違うのでしょうか。他では条例がつくられているのはどうしてなのか。条例をつくったほうがいいのであれば、他の市町村と同様の動きをすればいいと思うのですが、どうでしょうか。
- (事務局北川) おそらく権利的な条例は作っていないと思います。条例は、国で言えば法律に当たり、計画よりも上位で方向性を決めるものになりますが、子どもに関しては、まずは所属が今直面している喫緊の課題の解決を最優先に考え、計画を策定し、事業を進めていくことが重要であると捉えています。
- (岩槻会長) 条例というのは、法的な拘束力を持つものになりますので、将来的には作っていくべきものだと思います。子育ての場合は、親の立場で言うておりますが、子どもの権利条約は、子どもの権利をどうするかということですので、異なった性質のものになります。
- (松本委員) ありがとうございます。あと、アンケートを実施する際の性別記載ですが、性的少数者の関係で私の知っている範囲では、図書館で実施したアンケートでは、男女以外にも選べるようになっていたのですがごくうれしかったのですが、それ以前の引きこもりに関するアンケートは、引きこもる原因には男女差もありますので、性別を聞くことは重要だと思っておりますが、さらに自分の性に悩んで引きこもることもあるため、男女以外の選択肢を入れるべきだと言ったのですが、その時は対応をされなかったんですね。それから状況が変

わってきて認知度も上がってきているので、今後、芦屋市がアンケートを行う時には、アンケートの主旨に関係なければ性別は問わないということも考えられますし、重要なポイントとして性別を問う時は、他の選択肢をつくるということは、何か考えておられるのでしょうか。

(事務局田中) 今、芦屋市でも様々なアンケートを実施していますが、ここ数年男、女、そして性的少数者の方に配慮した項目を設けた方がいいということは認識していますが、まだ庁内で統一することはできません。例えば、カッコだけつけるとか、「その他」とするのか、どのようにすると答えやすいのかということについては、他市においても同様の悩みを抱えておりますが、まだ表現を統一しているということは聞いておりません。

今後は、学識経験のある専門の先生などに相談させていただいたくなどし、検討を進めていきたいと思えます。

また、平成27年度から申請書等についても、まずは性別記載欄が必要かどうか検討し、必要でなければ削除していく方向で進めています。

(松本委員) そのように進めていただきますようよろしくお願いします。

(清水副会長) 芦屋人権協では、すでに性別記載はなくしています。「男」、「女」、「その他」という表記は、当事者の方からすると、自分は「その他」なのか、排除されていると感じますので「その他」という表記はやめてほしいという意見はよく聞きます。どうしても性別を明記する必要がある時は、「男」、「女」、「自分が考える性」あるいは「あなたの考える性」というような表記にするなど、当事者が性別欄を記入するうえで傷ついてしまうことのないよう、配慮した表記にすることを検討していただければと思います。

(岩槻会長) いろいろな意見を集約して、新しい選択肢の検討をぜひお願いしたいと思えます。

(事務局田中) 平成32年度に指針の改定を行いますが、改定の前年度(平成31年度)に人権に関する市民意識調査を実施いたしますので、その際にも、性別の記載の仕方についてご意見をいただければと思います。

(岩槻会長) ありがとうございます。他に、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

(岩槻会長) すみませんが、私のほうから1点。先ほど説明いただきました、資料1：主な人権課題に対する近年の動向の2番、子どものところ

で、私から紹介しました国の動きの2つ目、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」ですが、不登校の状態で行けなかった子ども達に、教育を保障するというだけでなく、大人も対象になっていまして、学齢期に教育を受けられなかった方、それから外国の方、年齢・国籍に関係なく教育を受けられるということが、条文に明記されています。

また、夜間中学についても盛り込まれていまして、夜間中学校がない都道府県が大半ですが、少なくとも各都道府県に1校つくっていくということを議論してきて、この法律ができたことによってその動きが少しずつ進んでいます。

(岩槻会長) その他にありますか？

(荒西委員) すでに市には要請していますが、部落差別解消推進法ができて、この法律がまだ周知されていない中で、当面は、この法律ができたことを市民に周知していくことが課題となっています。

2016年に障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、そしてこの部落差別解消推進法が施行されましたが、他の2つの法律については、広報紙で周知されているのに、部落差別解消推進法については周知されていません。当事者団体としては、同じように周知してほしいという要請をしているところです。他の自治体では、独自でポスターを作成したり、大阪では各戸に配布していると聞いておりますので、他市の事例も参考にしながら取組を進めてほしいと思います。

(事務局田中) 広報につきましては、紙面上の関係で掲載できていませんが、市が実施している人権事業の中で、県が作成したパンフレットやチラシなどを配布し、法律ができたことだけでなく、法律の内容も周知しております。また、市内の公共施設や、いろいろな関係団体に配布しております。今後の周知の仕方については、ご意見をいただければと思います。

(事務局北川) 広報紙に掲載・周知したからよしとするのではなくて、できていないことをきちんとふまえて、今後どのように啓発していくのかという視点に立って、いろいろ工夫していこうと考えております。

(岩槻会長) この法律は重要な法律で、国が部落差別の存在をはっきりと認め、部落差別を解消していく、また、国や自治体の責務についても定めていますので、この法律を周知したうえで、プラスアルファを考えていただければと思います。

(杉田委員) 今、ご意見をお聞きしてびっくりしました。障がい者については、

12月の障がい者週間にあわせて毎年広報紙に掲載されております。私たちのグループの活動なども載せていただいております、同じように取扱われていないことは申し訳なく感じているところです。ただ、障がい者の場合は、障がいをお持ちの方の顔写真なども載せる場合、ほとんどの方は、自分の顔を載せることに抵抗はありませんが、一部の方は載せてほしくないという方もおられますし、障がいについて、もっと知ってほしいと思う人、知られたくないと思う人がおり、周知の仕方はすごく難しいと感じています。

それでも障がい者の問題は、同和問題と比べると、非常に皆さんの認知度が上がっており、テレビを見ているパラリンピックの話題などが毎日のように出てきていますし、障がいのある方にすごく注目が集まっているように感じています。

条例の話がありましたが、芦屋市心がつながる手話言語条例が平成29年4月にできた際には障害福祉課に手話通訳の方がおられますとか、出前講座で手話を教えていますというような記事載せていただいております。

しかし、私が一番重要だと感じていることは、教育の段階で手話を教えてほしいということで、教育委員会には、幼稚園、小学校、中学校で、1年に1曲は手話で歌を歌うことを教えてほしいと要望しています。芦屋の自慢は、手話で子どもたちが歌を歌えることだと言えるようにカリキュラムに入れてほしいと思っています。

インターネットで幼稚園の子どもたちが、卒園式の日手話で歌を歌っているのをよく見ますが、芦屋も同じようになってほしいと思っています。広報紙に載せるということも大切ですが、具体的に人に手話で何かできるようになること、特に子どもたちができるようになることが大切だと感じていて、条例ができたからには、具体的に取り組んでほしいと思っています。

(岩槻会長)      ありがとうございます。教育現場で手話を教えるということは、重要なことだと思いますので、条例ができたことで具体的な取組を行っていただきたいと思います。

(岩槻会長)      他に意見はございますでしょうか。また、意見があるようであればその都度事務局にご連絡いただくということでもよろしいでしょうか。

(事務局田中)    はい。

(岩槻会長)      それでは、次の議題に移りたいと思います。議題(3)総合推進指針に関する進行管理調書について事務局から説明をお願いします。

(事務局中川) 【議題(3) 総合推進指針に関する進行管理調書について、  
別添(事務局説明 議題3)で説明】

(岩槻会長) ありがとうございます。項目が多数ありますが、皆さまの日頃の取組との関わりでご質問、ご意見をいただければと思います。調書の形式に関わることでも結構ですので、いかがでしょうか。

(事務局田中) 先ほどの説明に補足させていただきますが、18ページの1番、地域のところで、関係団体との連携による事業について、兵庫県人権教育研究大会中央大会を2日間にわたって開催したと説明させていただきましたが、これは県下で順番に開催しており、昨年度は芦屋市が開催地だったということで地元の芦屋市人権教育推進協議会を中心に、芦屋市も協力させていただき実施し、2日間で県下で2000人近い方が参加され、大きな成果がありました。

人権事業は、いろいろな活動をされている団体の皆さまと連携して、事業を行っていくことが市民への効果的な啓発につながると思っております。

(清水副会長) この中央大会は、県下の市町村、淡路も含めて、播磨、但馬などすべての市町村が集まりました。阪神間と比較して、地方のほうはまだ偏見や差別が残っており、男女共生問題も阪神間とは少しかけ離れた意見もありましたが、今後も、兵庫県内で意見のすり合わせを行いながら、この大会を続け、差別や偏見をなくしていきます。

開催の際にはご協力いただきありがとうございました。

(岩槻会長) ありがとうございました。兵庫県は広いので地域差があり、大きな会合では大変だと思います。

(荒西委員) 2ページ目の7番、留守家庭児童会について、定員がいっぱいになって学級を2つに分けなくてはならないような状況になっている小学校があつて、設備も整えられており指導員などからも2学級にするよう要望があるが実現できず、4年生の待機児童が出ているということを知ったのですが、もう少し男女が働きやすい環境を整備していくことが必要なのかなと思いました。

(事務局田中) 岩園小学校で待機児童が発生していることについて、所管課でも対応については取り組んでいるところですが、その内容については、確認のうえご報告させていただきます。

(岩槻会長) わかりました。そのような状況があるんですね。

(松本委員) 私が知らなかった事業ですが、7ページの33番、認知症初期集

中支援事業についてすごくいい事業だと思います。まだ、実績件数が平成28年度は3件ということで、担当課でないと分からないかもしれません、平成29年度は増えているのでしょうか。

(事務局田中) 今年度の実績については、所管課に確認のうえ、次の機会にご報告させていただきます。また、この事業について、ご存知なかったということでしたので、効果的な周知方法についても検討してもらうよう所管課に伝えます。

(田中委員) 評価のことについて、変更前はたくさん項目があって評価をするのは大変だったと思います。今回、A、B、Cで評価するということですが、B評価について「計画時の目標をほぼ達成し、事業を維持・継続していったもの又は経常事業で実施状況に変化がないもの」とありますが、実施状況に変化がないものとはどのようなものなのでしょうか。

(事務局田中) この事業の中には、毎年行っていくものがたくさんあります。その事業が縮小されたりすることなく、前年度と同様に実施されている場合は、B評価になっております。

(田中委員) A評価の事業が少なく、C評価は1つもありますが、今後、A評価にしていくうえで、何か目標としていることはありますか。

(事務局田中) 予算上の問題で事業を拡大することが困難であったり、例えば、相談事業であれば、増えたから良い、減ったから悪い、とは言えない事業になりまして、A評価になりにくいものもあります。市民向けの講演会であれば、回数が増えたり参加者が増えると効果につながりA評価が付けやすくなるので、講演会の回数や参加者を増やしていくということを目指しております。

(田中委員) わかりました。外国人の人権のところでもンテベロ市との交流も増え、外国人への日本語学習支援教室は、潮芦屋交流センターで実施しているものについては、すごく受講者が増えてきているので、A評価になってもいいのではないかと思います。

(事務局田中) 12ページの63番の事業ですね。所管課にも伝え、今後の評価の検討に生かしてまいります。今、多文化共生には力を入れておりまして、今年度も精道小学校の児童に対して、外国人の方がそれぞれの国の料理を紹介するというような事業も行っております。

(杉田委員) 事業数を見ていますと、多いと思う事業は女性や外国人に関する事業で、同和問題は6事業なので、各分野ごとに非常に差があるんだなと思いました。また、所管課も多岐にわたっていますので、どの程度の意見を言えばいいのか迷っています。ただ、それぞれの事

業件数を見ると、女性についてはすごくたくさんの方の事業を実施しており、芦屋に住んでよかったと思ったり、外国人に対する配慮もされているんだなと感じています。この件数を見るだけでもいろいろなことが見えてくる気がします。

(事務局田中) 本当に多岐にわたって、全庁的に人権という視点から関わっています。この場で適切な回答をすることは難しいですが、人権推進課が総合的に人権を推進していく立場になりますので、いただいたご意見はそれぞれの担当部署へお伝えさせていただきまして、少しでも良い事業になるように参考とさせていただきますので、お気づきになられたことは何でもおっしゃっていただければと思います。

(岩槻会長) 今回議論できなかった項目もたくさんあると思いますが、何かあれば事務局のほうに言っていただくということでもよろしいでしょうか。

(事務局田中) はい。

(岩槻会長) よろしくお願ひします。先ほど国際交流の部門でA評価でもよいのではという意見がありましたが、委員が知っておられる現場での活動状況をふまえた評価に対するご意見は非常にありがたいと思います。逆になぜC評価がないのかという意見をいただくということも重要だと思います。

議論を十分にできなかった項目もあると思いますが、予定していた時間が近づいてまいりましたので、議事については終了させていただいてよろしいでしょうか。

(荒西委員) すみません。この会議はどれくらいの頻度で開催されるのでしょうか。

(事務局田中) 来年度については、年2回予定しております。平成31年度に市民意識調査を行いますので、どのようなアンケートにしていけばいいのかご意見をいただければと思います。

(岩槻会長) 他にありませんでしょうか。ないようですのでこれで終了させていただきます。本日は貴重なご意見をいただきありがとうございます。ありがとうございました。